

令和2年度8人乗りワゴン売払いに係る入札公告

令和2年度8人乗りワゴン売払いについて、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令第167条の6の規定により、次のとおり公告します。

令和2年10月22日

佐倉市長 西田 三十五

1 売払い財産

物件番号	財産の名称	数量(台)	予定価格(最低売却価格)	入札保証金
	普通乗用車	1	30,000円	3,000円

車名、型式等詳細は、別紙仕様書のとおり

2 入札に参加することができない方

この公告日現在において、次のいずれかに該当する方はこの入札に参加することができません。

- (1) 満20歳未満の者 ただし、その親権者などが代理人として参加できる場合は除きます。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第7号までの規定に該当する者で、当該事実があった日から3年を経過しない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- (5) 暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

なお、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者とは次のいずれかに該当する者をいいます。

当該入札物件を暴力団の所有物その他これに類するものの用に供しようとする者
次のいずれかに該当する者

- (ア) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。)が暴力団員である者
- (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

(6) 日本語を完全に理解できない者

(7) 佐倉市インターネット公有財産売却ガイドライン及びヤフー株式会社が定めるオークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者

3 入札参加仮申込みについて

本入札は、ヤフー株式会社が提供する公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）を利用して行います。入札参加希望者は、令和2年10月22日（木）午後1時から令和2年11月9日（月）午後2時までに「公有財産売却システム」の画面上で入札参加仮申込みなどの手続きを行ってください。

なお、この入札参加仮申込みをしていない方は、下記4の入札参加申込み（本申込み）を行うことができませんのでご注意ください。

4 入札参加申込み（本申込み）について

(1) 申込み期間

令和2年10月22日（木）から令和2年11月9日（月）まで
申込み期間最終日の消印有効とします。

(2) 申込み方法

郵送による申込みとします。

下記(3)で指定した提出書類を一般書留又は簡易書留郵便で郵送してください。

【郵送先】

〒285-8501 佐倉市海隣寺町 97 番地

佐倉市役所契約検査室契約班 あて （封筒には「入札参加申込書在中」と記載して下さい。）

法人、個人とも単独での申込みに限ります。（共同入札等は、認めません。）

(3) 提出書類

ア 公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書

イ 印鑑登録証明書の写し（発行日から3か月以内のもの。）1通

法人で入札する場合は法人の証明書、個人で入札する場合は個人の証明書となります。

ウ 法人登記全部事項証明書の写し

（法人で入札する場合のみ。発効日から3か月以内のもの。）1通

全部事項証明書は、現在事項証明書または履歴事項証明書に限ります。

エ 役員等名簿（法人で入札する場合のみ。）

5 入札保証金

(1) 入札保証金

本入札に参加するためには、上記1 売払い財産で定めた入札保証金の納付が必要となります。

(2) 納付方法

クレジットカードによる納付

(3) 入札保証金の契約保証金への充当

落札者の入札保証金は、原則として売買契約締結時に契約保証金に充当します。

6 入札及び開札

(1) 入札方法

入札は、「公有財産売却システム」上で入札価格を登録することにより行います。

(2) 入札期間

令和2年11月24日(火)午後1時から令和2年12月1日(火)午後1時まで

(3) 無効な入札

ア 入札に参加する資格がない者が行った入札

イ 公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書を提出していない者が行った入札

ウ 入札保証金を納付しない者又は入札保証金がこの公告で定めた額に達しない者が行った入札

エ 予定価格(最低売却価格)を下回る入札

オ 入札に当たり他人を脅迫した者、その他不正行為があった者が行った入札

カ この公告及び佐倉市インターネット公有財産売却ガイドラインに記載されている事項に違反した入札

(4) 開札及び落札者の決定方法

入札期間終了後、開札を行い、有効な入札のうち予定価格(最低売却価格)以上で、最高の価格をもって入札された方を落札者として決定します。

(5) 落札価格(売払い代金)の決定

落札者の入札価格をもって落札価格(売払い代金)とします。

7 契約

(1) 千葉県警察本部への確認

暴対法及び佐倉市暴力団排除条例の目的を達成するため、落札者が提出した書類は、千葉県警察本部に提供し、確認を行います。

確認の結果、2(4)又は(5)に定める入札参加者の資格を有さない者であることが判明した場合は、その落札者の決定は無効となり、既に納入された入札保証金は佐倉市に帰属することとなります。

(2) 契約書の作成及び締結期限

契約に当たっては、売買契約書の作成が必要となります。落札者は、令和2年12月8日(火)までに契約を締結してください。なお、落札者が契約締結期限までに契約を締結しない場合には、落札者の決定を無効とし納付された入札保証金は佐倉市に帰属するものとします。

(3) 契約保証金

契約の締結に当たっては、佐倉市が定めた契約保証金の納付が必要となります。本契約における契約保証金の額は、納付済み入札保証金の額と同額とします。

(4) 費用の負担

契約の締結及び履行に関して必要となる一切の費用は、落札者の負担とします。

(5) 売払代金の納付

落札者は、売払い代金と契約保証金との差額について、佐倉市が発行する納入通知書により、令和2年12月15日(火)午後2時30分までに一括納付しなければなりません。

8 所有権の移転及び物件の引渡し

(1) 売払い物件の所有権は、売払い代金を完納したときに移転するものとし、落札者は当該所有権移転から15日以内に物件を搬出して下さい。

(2) 物件の引渡方法は現状渡しとし、引渡し後の不調や故障についての補償は、一切行いません。

9 留意事項

(1) 提出された「公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書」等は、返却しません。

(2) 異議申立て

入札参加者は、入札後、物件調書等の不明その他いかなる理由をもって、異議を申し立てることはできません。

(3) 入札の参加のために提出された書類等に記載された個人情報は、入札事務のみに使用し、その他の目的には使用しませんが、入札参加資格確認等のため、警察当局へ情報提供する場合があります。

(4) この公告に記載する事項以外の事項については、佐倉市インターネット公有財産売却ガイドラインのとおりとします。

10 入札に関する情報を提供する場所および期間

(1) 資産管理経営室及び契約検査室ホームページ

<資産管理経営室>

http://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/11-1-0-0-0_4.html

<契約検査室>

http://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/11-2-0-0-0_5.html

令和2年10月22日(木)から令和2年12月8日(火)まで

(2) 「公有財産売却システム」ホームページ

<ヤフー株式会社>

http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/k_chi_sakura_city

令和2年10月22日(木)から令和2年12月8日(火)まで

11 担当

(1) 事業担当(売払い財産に関する問い合わせ先)

資産管理経営室

電話：043-484-0942

ファクシミリ：043-484-1515

(2) 入札執行担当 (入札及び契約に関する問い合わせ先)

契約検査室

電話 : 043-484-6111

ファクシミリ : 043-486-1919